

第 2 章

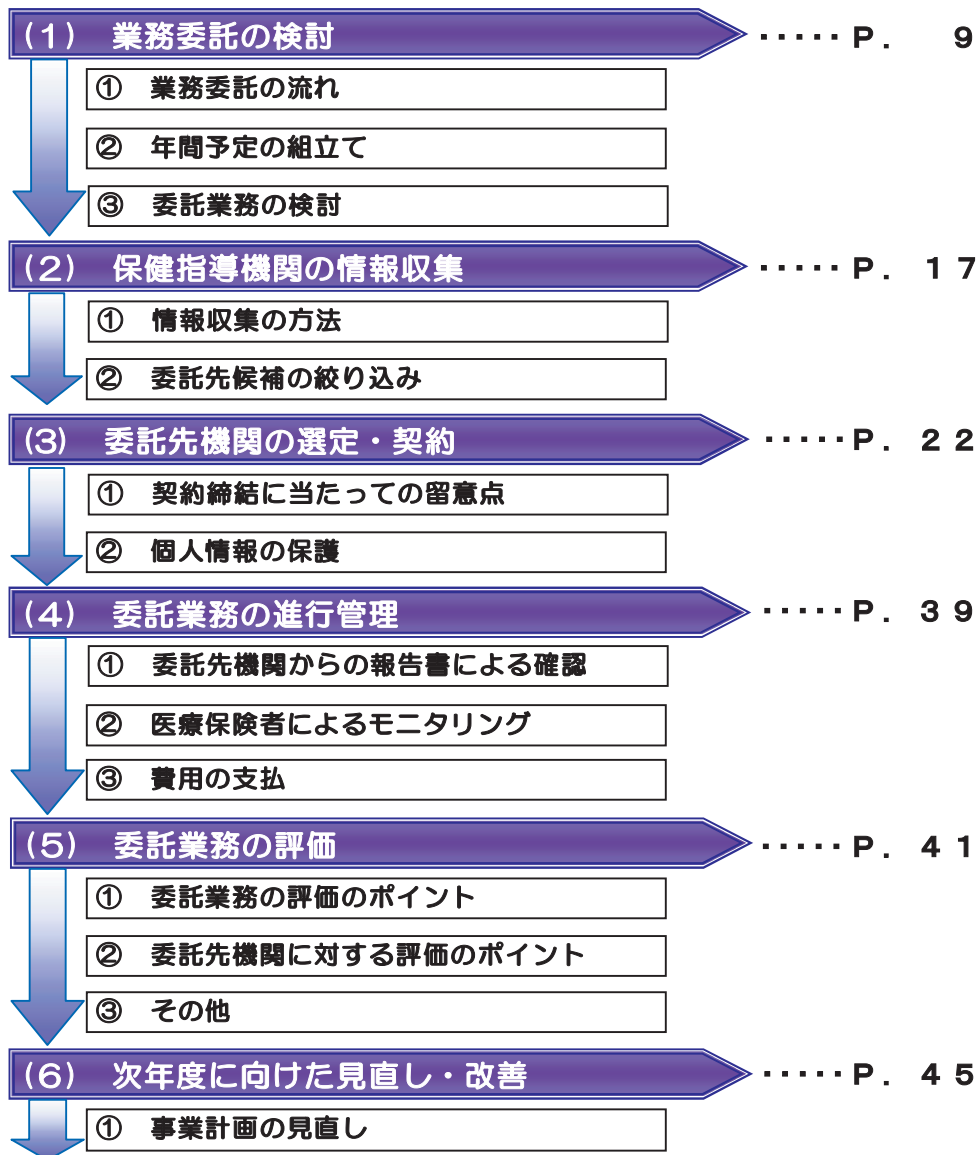
特定保健指導に関する業務委託のポイント

I 業務委託の検討

1 業務委託の流れ

- 特定保健指導を業務委託により実施する際の手順は以下のとおりです。本書では、(1) 業務委託の検討、(2) 保健指導機関の情報収集、(3) 委託先保健指導機関(以下、「委託先機関」という。)の選定・契約、(4) 委託業務の進行管理、(5) 委託業務の評価、(6) 次年度に向けた見直し・改善、の6段階に分けて説明しています。

図2 特定保健指導の業務委託の流れ



2 年間予定の組立て

- 特定健診・特定保健指導の標準的な年間予定を次に示します。

図3 特定健診・特定保健指導の年間予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定健康診査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
特定保健指導			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

- 特定保健指導は、いずれの場合でも、初回面接から6か月経過後に終了時評価の実施をもって完了となるため、特定健診は9～10月頃までに終了していることが理想です。また、特定保健指導は、少なくとも3月末日までには初回面接を実施している必要があります。

3 委託業務の検討

(1) 健診等の実施体制の現状把握

- 特定保健指導の業務委託を検討する上では、加入事業所において定期健康診断がどのように行われているのか把握することが必要です。(表2参照)

表2 加入事業所における健診等の実施状況を把握するための項目例

項目	内容
実施規模	健診対象者数、健診受診率 等
実施方法	健診の実施形態（事業主自身が実施、事業主が医療保険者に委託して実施、事業主と医療保険者による共同実施）
	実施方法（個別か、集団か）
	実施場所（健診機関か、職場か）
健診結果の通知方法	実施時期・期間
	時期、方法（郵送か、健診機関への呼び出しか）
その他	データの形式（紙媒体か、電子媒体）
	保健指導の実施状況
	加入者や事業主の健診や健康に関する意識（※）

- ※ 加入者や加入事業所事業主等の健康に関する知識や意識は、特定健診・特定保健指導の実施率・利用率に大きく影響します。その円滑な実施のためにも、加入者や加入事業所事業主等の健康に関する知識、意識や、保健指導等に対する希望などをアンケートやインタビュー等で把握することが重要です。

コラム1

事業主との連携について

◇ 事業主は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号。以下、「高齢者医療確保法」という。）第 27 条第 2 項の規定により、労安法に基づく定期健康診断結果を迅速かつ円滑に医療保険者に提供するように協力することが求められています。

⇒「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info03j-2.pdf>

◇ 事業主から健診データを取得する場合には、取得の時期、データ形式、費用負担、個人情報の取り扱いについて、事業主と医療保険者の間で具体的に調整することが必要になります。

⇒「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（巻末資料⑦）」参照。

◇ 医療保険者が事業主から取得する健診データに特定健診の項目以外のものが含まれる場合は、受診券や健診会場の掲示物に医療保険者へのデータ提供について明記することによって黙示による本人同意を得るか、又は本人から直接承諾書を取得する等の措置が必要です。

⇒「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（巻末資料⑦）」7-2-5 章参照。

事業主等からのデータ受領

事業主等とのデータ授受においては、データの取得方法が非常に重要になります。

◆ 事業主等とのデータ授受におけるパターン別での整理

(「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(巻末資料⑦) 図表 51 より引用)

健診実施者	特定健診データの作成	データ送付	医療保険者の費用負担	契約等	備考
事業主	健診機関 (労安分と特定分の各々を作成)	(直送) 健診機関 ↓ 医療保険者	○ 健診機関が、特定分を別途作成・送付するコストを事業主あるいは医療保険者に請求する場合は、支払う	健診機関・事業主・医療保険者(3者契約・覚書等)	○ 健診機関と医療保険者との間にデータ作成の委託契約がないために請求・支払が困難な場合、事業主との委託契約仕様において作成・直送を指示し、支払が発生する場合は、医療保険者は事業主を通じて支払う
		(経由) 健診機関 ↓ 事業主 ↓ 医療保険者	○ 健診機関が特定分を別途作成するコストを健診単価に上乗せする場合は、事業主に上乗せ分を支払う ○ 事業主→医療保険者の送付コストを事業主が医療保険者に請求する場合は、支払う	健診機関⇔事業主(契約) 事業主⇔医療保険者(覚書等)	
	医療保険者(事業主から労安データを受領) ※労安分には特定分には不要な項目も含まれているが事業主の負担軽減のため、労働者の黙示による同意の上で医療保険者にて抽出(「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」報告書)	事業主 ↓ 医療保険者	○ 電子データで受領した場合は、特に負担はない ※労安データから特定分を抽出するわずかな労力(あるいは委託コスト)は残る ○ 紙でしか受領できなかった場合は、データ入力・作成の労力(あるいは委託コスト)が発生	事業主⇔医療保険者(覚書等)	○ 電子データで事業主に提出する健診機関に委託するよう、事業主に協力を得る必要がある
医療保険者 (事業主が実施委託)	健診機関 (労安分と特定分の各々を作成) ※医療保険者が直接実施もしくは委託するので	(直送) 健診機関 ↓ 医療保険者	○ 健診機関が労安分とは別に、特定分を作成するコストを医療保険者に請求する場合は、その分を支払う ○ 電子データで受領するので、作成負担は特にない ※委託する場合は医療保険者が仕様でデータ提出を指定するので	健診機関⇔医療保険者(契約)	
事業主・医療保険者 (共同実施)	健診機関 (労安分と特定分の各々を作成) ※事業主・医療保険者がそれぞれ同じ健診機関に委託するので		○ 医療保険者委託分の費用にデータ提出費用を含む ○ 電子データで受領するため作成負担は特にないので ※医療保険者が仕様でデータ提出を指定		○ 事業主健診と特定健診との間で健診項目が一致することから、医療保険者が上乗せ健診を行う場合のみ共同実施の可能性が出る